

# 民法が改正されました！

約120年前に制定された民法が、現在に合った分かりやすいルールに改正され、令和2年4月1日から施行されています。

## 契約の成立 (改正民法第522条)

**相談** 「靴屋で、購入する約束で希望サイズの靴を取り寄せてもらうことにした。ところが翌日、他の店でサイズぴったりの同じ靴を見つけたので注文をキャンセルしたい」

今までも、合意すれば「口約束」でも契約が成立するという考え方がありましたが、改正で『契約は申し込みに対して相手が承諾した時に成立する』ことが明文化されました。

事例の場合は、契約が成立しているのに、一方的にキャンセルはできません。

## 消滅時効 (改正民法166条)

**相談** 「3年前、ネットで服を購入した。後払いだったが、支払いを忘れていた。サイトから請求書が届いたが、払わないといけないか？」

職業別の短期消滅時効の例(旧ルール)

債権の種類	時効期間
飲食代金	1年
CD・貸衣装などのレンタル代金	1年
商品代金・授業料など	2年
工事代金など	3年
商取引債権	5年

(新ルール)

原則5年、ケースによって最長10年

民法は消滅時効により、債権が消滅するまでの期間(消滅時効期間)は原則10年であるとしつつ、例外的に職業別に、短期の消滅期間時期を設けていました。今回の改正では、より合理的で分かりやすいものとするため、職業別の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間が原則として5年に統一されました。

事例の場合は、改正前の契約であるため2年で時効になります。改正後の契約から時効が5年となります。

時効で債権を免れるには、相手方に「時効だから払わない」と通知する必要があります(時効の援用)。

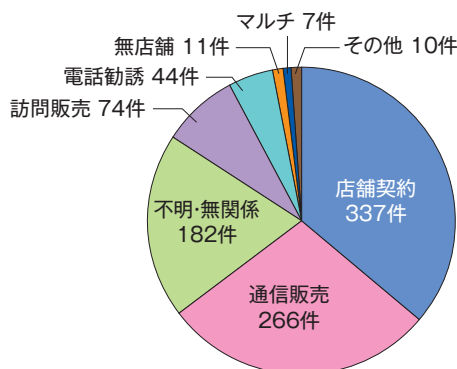
支払った証拠(領収書・振込伝票・利用明細書・レシートなど)は、5年間は保管しましょう。

この他にも『約款(定型約款)に関する規定の新設』『保証人の保護に関する規定の新設』『意思能力に関するルールの明文化』『貸借契約に関するルールの明文化』など、私たちの日常生活に関わる改正も多くあります。分からないことがあれば、当センターにご相談ください。

### 消費生活センター 令和元年度の相談件数

令和元年度の相談件数は931件で、昨年より約1割近く増加しました。相変わらず通信サービスの相談が多く、特にネット通販の定期購入のトラブルが目立ちました。詐欺の手口もますます巧妙になっています。

令和元年度 相談内容内訳



消費生活センター(ステーション)  
レベル3階 ☎7533・5555